

がんばろう赤磐コロナ対策観光・飲食店支援事業
「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」委託業務に係る仕様書

1. 業務名

がんばろう赤磐コロナ対策観光・飲食店支援事業「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」委託業務

2. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光・飲食等を提供する市内事業者を支援するため、観光施設及び飲食店のPR及び集客・売上回復を図ることを目的とした「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」を実施する。

3. 契約期間

契約日から令和5年3月17日（金）まで

4. 業務内容

受託者は、以下に掲げる項目を実施すること。

(1) 観光・グルメの情報発信

市内の魅力ある観光施設や飲食店等の情報収集を行い、情報発信を行うこと。

- ・ホームページやSNS等各種情報媒体を通じた情報発信。
- ・素材収集・情報発信のためのスタッフの招聘（SNSによる発信力を有する者3名程度）
- ・同スタッフによる情報収集、写真・動画撮影。

(2) 「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」イベントの実施

市内の観光施設・飲食店（以下、「対象店舗」という。）利用促進のため、「あかいわ観光・グルメスタンプラリー」を実施すること。期間は約5箇月間を想定している。

①スタンプラリーの実施方法

- ・対象店舗の募集を行うこと。
- ・スマートフォン、タブレット端末等のデジタル機器及び紙媒体でスタンプラリーを行うこと。デジタル機器については二次元バーコード機能等を活用した非接触型にすること。
- ・参加者応募による景品プレゼント型の企画とする。景品については、参加者の達成段階に応じて、希望のコースを選択して応募できる仕組みとする。
- ・景品の応募期間は3期に分けること。
- ・スタンプラリーについては対象店舗で飲食またはサービスの提供を受けた参加者のみ一人一回のスタンプ獲得とする。
- ・対象店舗と調整を行うこと。
- ・参加者募集ポスター（A1、片面フルカラー、400枚）、チラシ（A3、両面カラー、30,000枚）、のぼり旗・ポール（140セット）を作成すること。

- ・参加者募集チラシについては山陽新聞・朝日新聞・読売新聞の朝刊へ2回以上折り込むこと。
- ・参加者の募集、受付、登録及び景品の調達、抽選、発送を行うこと。
- ・デジタルスタンプシステムの導入等を行うこと。
- ・スタンプ用紙、スタンプの作成及び対象店舗への配布を行うこと。
- ・対象店舗の受入調整（事業内容説明、ポスター配布等）を行うこと。
- ・参加者へのアンケートを実施すること。

②クーポンの実施方法

- ・スマートフォン、タブレット端末等のデジタル機器によるもの、または紙媒体のクーポンを作成すること。
- ・デザイン作成（偽造防止対策を施すこと）、在庫及び発行状況の管理を行うこと。
- ・対象店舗と調整を行うこと。

【留意事項】

- ・スタンプラリー参加者の募集については、市とも協力の上、情報発信を積極的に行うこと。
- ・参加対象店舗は60店舗程度を想定している。
- ・対象店舗のうち飲食店の参加条件は、岡山県飲食店感染防止対策第三者認証を受けていること。観光施設については赤磐市観光協会加入会員を想定している。
- ・スタンプラリーの参加者は約10,000人を想定している。
- ・スタンプラリーの景品及びクーポンの予算500万円を想定している。
※予算は景品代金及び送料、クーポン代金を見込んでいます。
- ・スタンプラリーの応募条件、仕組みその他の詳細については発注者と協議の上決定すること。

(3) その他

本業務において実施する事業は、受託者が運営責任を負うこととし、受託者において安全確保等について、万全の体制を確保すること。

(4) 成果品

- ・業務報告書 1部
- ・業務関連データ（スタッフによる撮影画像・動画データを含む）
※具体的な内容・数量に関しては受託者と協議の上、定めるものとする。

5. 業務に関わる条件

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたっては責任者及び担当者を置き、赤磐市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止のため、国や岡山県が示すガイドライン等を参考に、感染防止策を可能な限り行うこと。
- (3) 業務の実施状況について報告書を作成し、すみやかに赤磐市に提出するとともに、業務着手時には業務着手届、業務完了時には業務完了届を提出すること。

- (4) 本業務における成果品及び業務上の作成資料等については、全て赤磐市に帰属するものとし、赤磐市の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。また、受託者は、赤磐市の許可なく複製、公表又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、本業務で知り得た赤磐市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (6) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、すみやかに赤磐市に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (7) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、赤磐市の承諾を得なければならない。
- (9) 赤磐市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、業務が困難と判断される場合は、受託者は赤磐市と業務及び経費について協議を行うこと。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。